

事 務 連 絡  
令和 4 年 8 月 1 6 日

各地方整備局等建設業担当部長 殿  
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める件（告示）の改正について

先般、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）第 18 条の 4 の規定により、登録基幹技能者講習として、新たに登録圧入工基幹技能者講習が登録されたところです。

これを踏まえ、今般、規則第 7 条の 3 第 3 号の規定に基づき、登録圧入工基幹技能者講習を修了した者を、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして認定するため、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成 30 年国土交通省告示第 435 号）の改正を行い、本日から施行することといたしました。

本改正により、当該講習の修了者は、とび・土工工事業の主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者の要件を満たす者となりました。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に際して遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

以上